

行政文書開示決定通知書

様

厚生労働大臣 舛添 要一



平成21年7月31日の行政文書の開示請求（開第1813号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- 平成19年3月14日基労補発0314001号厚労省労働基準局労災補償部補償課長通達の発出にいたるまでの議論経過など、同通達ないし同通達発出までの経過にかかわる起案用紙一式。

2 不開示とした部分とその理由
無し

- * この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の方法の実施等

※同封の説明事項もお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法（スキャンデータの写しの送付）により、開示の実施を受けられます。

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1参照）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料（基本額－開示請求手数料300円）
A4判文書	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円	0円

起 案 用 紙

発議印（施行年月日、文書番号等）		起 案	平成 19 年 3 月 12 日				
		決 裁	平成 19 年 3 月 14 日				
		公 印	平成	年	月	日	印
		起 案 者					
施 行 上 の 注 意		労働基準局 労災補償部 補償課職業病認定対策室 職業病認定業務第二係 内線 5572 番					
		氏 名	倉 重 潤 一 郎 印				
件 名	石綿による肺がん事案の事務処理について						
大 臣	副大臣	副大臣	大臣政務官	大臣政務官			
事 務 次 官		厚生労働審議官	官 房 長				
補 償 課 長							
業 務 補 佐		係長					
職業病認定対策室長							
認定業務補佐		係長					
(起案理由)							
先般、石綿による肺がん事案について、監督署が行った不支給決定が審査官により取							
り消された旨の報道がなされたところである。この報道に関連して、石綿による肺がん							
保存期間	第1類(30年)	第2類(10年)	第3類(5年)	大臣官房総務課引継			
	第4類(3年)	第5類(1年)	第6類(1年未満)	その他(年)	平成 年		

事案の処理について考え方等を示す必要があるため、別紙案のとおり都道府県労働局労働基準部長あて発出してよろしいかお伺いする。

労働基準部長あて発出してよろしいかお伺いする。

都道府県労働局労働基準部長 ^{あて} 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

石綿による肺がん事案の事務処理について

石綿による疾病の認定基準については、平成18年2月9日付け基発第0209001号「石綿による疾病の認定基準について」（以下「認定基準」という。）により示され、このうち、肺がんについては、認定基準記の第2の2に掲げられているとおり、石綿にばく露したことを示す医学的所見（胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維）が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あることが認定要件の1つとされた。

認定基準では、石綿小体に関して、肺がんの発症リスクを2倍に高める石綿ばく露量として「乾燥肺重量1g当たり5000本以上」が示されているが、石綿ばく露作業に10年以上従事した場合にも、肺がん発症リスク2倍と評価されていることから、この期間石綿ばく露作業に従事した労働者の肺内には、「乾燥肺重量1g当たり5000本以上」と同水準のばく露量が想定される場所である。

したがって、石綿小体に係る資料が提出され、乾燥肺重量1g当たり5000本を下回る場合には、「乾燥肺重量1g当たり5000本以上」と同水準のばく露とみることができかどうか、という観点から、作業内容、頻度、ばく露形態、石綿の種類、肺組織の採取部位等を勘案し、総合的に判断することが必要である。

このため、「乾燥肺重量1g当たり5000本以上」の基準に照らして、石綿小体数が明らかに少ない場合には、本省あて照会されたい。

石綿による肺がんの認定の考え方

- 1 肺がんについては、「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会」の報告書（平成18年2月）に基づき、その発症リスクを2倍以上に高める石綿ばく露があった場合に、石綿に起因するものとみなすことができるとした。
- 2 ヘルシンキクライテリアでは、肺がんの発症リスクを2倍以上に高めるレベルとして、①石綿肺、②石綿ばく露作業従事期間：高濃度ばく露（例えば、石綿製品製造業、断熱工事作業、石綿吹付作業）1年、中濃度ばく露（例えば、造船作業、建設業）5～10年、③石綿累積ばく露量25本/ml×年、④乾燥肺重量1g当たりの石綿繊維200万本（5 μ m超）又は500万本（2 μ m超）、乾燥肺重量1g当たりの石綿小体5000～15000本、気管支肺胞洗浄液1ml中の石綿小体5～15本が示されている。
- 3 認定基準は、これらの知見をもとに定めたものであるが、従事期間要件については、石綿作業の内容、頻度、ばく露形態によって累積ばく露量が異なることから、従事期間のほかに、明らかに相当量の石綿を吸入したことの客観的裏付けとして、胸膜プラーク、石綿小体等の医学的所見の存在を要件としたものである。
- 4 認定基準では、石綿小体に関して、肺がんの発症リスクを2倍に高める石綿ばく露量として「乾燥肺重量1g当たり5000本以上」が示されているが、石綿ばく露作業に10年以上従事した場合にも、肺がん発症リスク2倍と評価されていることから、この期間石綿ばく露作業に従事した労働者の肺内には当然、「乾燥肺重量1g当たり5000本以上」と同水準のばく露量が想定されるところである。
したがって、石綿ばく露作業に従事したことを客観的に示す医学的所見として、石綿小体検索結果が提出され、これが乾燥肺重量1g当たり5000本と同水準のばく露量に明らかに満たない場合、どのように取り扱うべきかが問題となる。
- 5 認定においては、あくまで、発症リスクが2倍となるばく露を受けたことが基本であるが、石綿小体数が乾燥肺重量1g当たり5000本を下回る場合に、直ちに肺がん発症リスク2倍となるばく露があったとはいえないとすることが必ずしも適切ではない場合がある。すなわち、石綿繊維は肺下葉に集積する傾向があること、クリソタイルは、クロシドライト、アモサイト等と比べ石綿小体を形成しにくいとされていることなどから、作業内容、頻度、ばく露形態、石綿の種類、肺組織の採取部位等を勘案して、肺がん発症リスク2倍となるばく露量である「乾燥肺重量1g当たり5000本以上」と同水準のばく露とみることができかどうか、について総合的に判断する必要がある。
- 6 なお、ヘルシンキクライテリアでは、乾燥肺重量1g当たり1000本以上の石綿小体が職業ばく露の可能性が高いとしているが、肺がんの業務上外の判断においては、これを基準とするものではない。

事 務 連 絡

平成19年3月8日

都道府県労働局労働基準部

労 災 補 償 課 長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

職 業 病 認 定 対 策 室 長 補 佐

石綿による肺がん事案に係る新聞報道について

先般、石綿による肺がん事案について、監督署が行った不支給決定が審査官により取り消された旨の報道がなされたところである（別紙記事参照）。

本件報道の記事のうち、「調査を尽くさない労災認定行政」、「背景には、被害者にきちんと聞き取りをせず」との記載は事実と全く異なり、適切さを欠く表現となっている。

当該署においては、被災者への聴取りを行うとともに、主治医から、石綿ばく露を示す医学的所見（胸膜プラーク、石綿小体、石綿繊維）は認められなかった旨の回答を得て決定したものであり、記事にあるように、調査が不十分とされるものではない。

石綿による肺がん事案の事務処理については、近々文書を発出することとしているが、石綿による疾病の請求事案のみならず、労災認定をめぐることは社会的に注目されているところであり、監督署の対応に誤解を生じさせるようなことはあってはならず、このため、請求人や相談者に対する懇切丁寧な対応はもとより、事実関係の把握のための調査の確実な実施と認定基準の適正な運用について、一層の徹底をお願いする。

また、当該事案は、石綿小体が確認されたことをもって取消決定がなされたものであるが、石綿ばく露作業の評価のみならず、石綿小体等の医学的所見の評価についても、疑義が生じた場合は速やかに職業病認定対策室あて相談されるよう、お願いする。

なお、審査請求事案についても同様に労災保険審理室あて相談されたい。

「石綿肺がん」労災認定

新潟労働局が逆転判断

アスベスト(石綿)が原因とみられる肺がんの男性に対し、新潟労働基準監督署が認定しなかつた労災を、労働基準監督署が認定しなかつた新潟労働局が認めたことが分かった。石綿肺病に詳しい医師の

再検査で、石綿暴露の医学的証拠の一つである石綿小体が男性の肺から見つかり、判断が覆った。代表的な石綿肺病である中皮腫の2倍いとされる石綿肺がんだが、労災認定者は少ない。今回の逆転認定は、調査を尽くさない労災認定行政への警鐘となりそうだ。

労働局が労基署の不支給決定を取り消し、労災認定されたのは新潟市内の元造船技術者(72)。

06年12月27日付の労働局の決定書などによると、男性は84年9月までの23年間、耐熱や断熱用に石綿製品が使われている造船所内で新造船や修理を担当した。退職後の05年に県立病院で肺がんが診断されたため、同年

10月に労災の療養補償給付を労働基準に請求した。

しかし、労働基準の審査では、暴露の医学的証拠としてあり労災認定の要件の胸膜ブランク・石綿小体・石綿繊維のいずれも、CTなどの画像フィルムや肺組織の病理学的所見から見つけることができず、労働基準は06年4月に不支給決定をした。

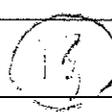
男性は、被害者支援団体・新潟県安全衛生センターの協力で、ひらの尾戸ひまわり診療所(東京都)の名取雄司医師に再検査を依頼。光学顕微鏡を使って調べたところ、男性の乾燥肺から1センチあたり401本の石綿小体を検出。一般の人の35倍、44本より11倍も高いことが判明した。男性は、労

働局への審査請求に名取医師の意見書を出し、逆転につなげた。

国際的な基準では石綿肺がんは、胸膜や腹膜にできるがんである中皮腫の2倍いとされる。しかし、労災認定をみると、06年度上半期で中皮腫は請求者の9割にあたる512人が認定されたのに対し、石綿肺がんは認定は328人で請求者の約6割だ。背景には、被害者にきちんと聞き取りをせず、喫煙が原因の肺がんとの区別ができていないことなどが指摘されている。(下地毅)

関西労働者安全センターの片岡明彦・事務局次長の話 肺がんに関して検査を尽くさずに労働基準の安易な不支給決定がまかり通っているのが現状だ。これまで不支給とされた事例の見直しとやり直しが必要だ。

起 案 用 紙

発議印（施行年月日、文書番号等）		起 案	平成 19 年 3 月 8 日	
		決 裁	平成 19 年 3 月 8 日	
		公 印	平成 年 月 日	印
		起 案 者		
施 行 上 の 注 意		労働基準局 労災補償部 補償課職業病認定対策室 職業病認定業務第二係 内線 5572 番		
		氏 名	倉 重 潤 一 郎 印	
件 名	石綿による肺がん事案に係る新聞報道について			
大 臣	副大臣	副大臣	大臣政務官	大臣政務官
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 事務次官 厚生労働審議官 官房長 </div>				
補 償 課 長 [△]				
職業病認定対策室長 				
認定業務補佐  係長 				
(起案理由)				
先般、石綿による肺がん事案について、監督署が行った不支給決定が審査官により取				
り消された旨の報道がなされたところである。この報道に関連して、石綿による肺がん				
保存期間	第1類(30年) 第2類(10年) 第3類(5年)			大臣官房総務課引継 平成 年
	第4類(3年) 第5類(1年) 第6類(1年未満) その他(年)			

事案の処理について注意を促す必要があるため、別紙案のとおり都道府県労働局労働基

準部労災補償課長あて連絡してよろしいかお伺いする。

(字)

事務連絡

平成19年3月8日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿
並

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

職業病認定対策室長補佐

石綿による肺がん事案に係る新聞報道について

先般、石綿による肺がん事案について、監督署が行った不支給決定が審査官により取り消された旨の報道がなされたところである（別紙記事参照）。

本件報道の記事のうち、「調査を尽くさない労災認定行政」、「背景には、被害者にきちんと聞き取りをせず」との記載は事実と全く異なり、適切さを欠く表現となっている。

当該署においては、被災者への聴取りを行うとともに、主治医から、石綿ばく露を示す医学的所見（胸膜プラーク、石綿小体、石綿繊維）は認められなかった旨の回答を得て決定したものであり、記事にあるように、調査が不十分とされるものではない。

石綿による肺がん事案の事務処理については、近々文書を発出することとしているが、石綿による疾病の請求事案のみならず、労災認定をめぐることは社会的に注目されているところであり、監督署の対応に誤解を生じさせるようなことはあってはならず、このため、請求人や相談者に対する懇切丁寧な対応はもとより、事実関係の把握のための調査の確実な実施と認定基準の適正な運用について、一層の徹底をお願いする。

また、当該事案は、石綿小体が確認されたことをもって取消決定がなされたものであるが、石綿ばく露作業の評価のみならず、石綿小体等の医学的所見の評価についても、疑義が生じた場合は速やかに職業病認定対策室あて相談されるよう、お願いする。

なお、審査請求事案についても同様に労災保険審理室あて相談されたい。